

○委員長（井上宜久）

再開します。

午後 3 時 0 0 分

○委員長（井上宜久）

町民サービス部所管分の質疑を行います。

説明員として出席の主幹の方に申し上げます。発言がある場合は挙手の上、私から指名がありましたら、マイクのスイッチを入れ、課名と名前を述べてから発言をお願いします。

では、町民サービス部自治活動応援課、税務窓口課、環境防災課の所管に関する歳入歳出予算について、詳細質疑を行います。質疑をどうぞ。

吉田委員。

○3 番（吉田敏郎）

3 番、吉田でございます。説明書の 27 ページ、予算書 72、73、町民文化推進事業費について質問をさせていただきます。

町民の自主的な活動を応援するために、29 年度まで行うということですが、今年度から新規団体は 10 万円、それから、助成実績団体が 5 万円を限度に助成することに変更になったということですが、まず、その変更になったところからお聞きをしたいと思います。

○委員長（井上宜久）

もう一度、質問を明確にしてください。

○3 番（吉田敏郎）

申しわけありません。008 の協働のまちづくり推進事業費ですね。大変失礼いたしました。

今年度の町民の自主的な活動の応援のために、29 年度まで 3 年間行うということですが、今年度から、新規団体が 10 万円、助成実績団体が 5 万円を限度に助成すると変更になっております。そちらの変更のお話をお願いしたいと思います。

○委員長（井上宜久）

自治活動応援課主幹。

○自治活動応援課主幹（遠藤直紀）

自治活動応援課、遠藤でございます。議員の質問にお答えいたします。こちらの町民活動応援事業でございますが、平成 24 年度から 3 年間、平成 26 年度を時限として、町民の自主的な活動を資金的に支援するものとして進めてまいりました。この間、平成 24 年度は 9 団体、平成 25 年度は 8 団体、そして平成 26 年度は 10 団体の事業の助成、団体に対して支援をしてまいりました。

なお、この中で 3 年間継続した団体は 5 団体、2 年間受けたというところが 2 団体、そして 1 年のみというのは 8 団体ございました。

この事業、概要の説明になってしまうのですが、4 月から募集をして、5 月に審査、団体の方にはその間、活動をしていただいて、3 月に助成団体の方に一堂に会していた

だいた中で報告会をして、その活動内容をお互いに聞いて、今後に生かしていただくというような場を設けてございます。

こちらの制度でございますが、これから公益活動、こういうような自主事業を始めたいと思われる方には、特に資金が必要になるということがございまして、こちらの制度は団体の育成に対して効果があったと思っております。

もともと採択された事業は、公益性、継続性、発展性、自主性、こういったものが条件となっておりますので、さらなる協働のまちづくりを推進するするために、地域ですとか、こういう自主的な活動をする担い手の一つとなりますので、その活動の活性化をさらに図っていただきたいというところがございます。

そういった意味でも、こちらの制度を継続していきたいと考えまして、これから新規に活動をしていただくところに、まだまだ期待して、1年目、これからやりたいというところには10万円、これまで助成実績がある団体につきましては5万円を上限に支援をするという形で、平成29年度までの制度としたいと考えてございます。

説明は以上になります。

○委員長（井上宜久）

吉田委員。

○3番（吉田敏郎）

説明はいただきました。そのことは確認しているところなんですけれども、実は4月に応募して、5月に審査をして、それからその活動に入ることなんですけれども、この4月、5月以降に、こういうことをしようかなと思っている団体とか、自治会があって、ただ、この時期に遅れてしまったということで、そういう場合に、5月に審査があるわけなんですけれども、かといって、次の年まで待つには、ちょっと期日が長過ぎてしまうということで、応募というか、その締切、審査の月を少し緩くという言葉はあれですけれども、もう少し後になっても、こういう活動ができないのかなと聞いたことがあるので、それで質問させていただきました。そういう点についてはいかがでしょうか。

○委員長（井上宜久）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

それでは、ご質問にお答えいたします。予算に関しましては、年度の概念がある中で、我々としては、4月から5月に審査会を行うということで、極力スピーディーに審査を行って、活動に入っていただけるような体制ということで、今このような形をとらせていただいております。遅れて、こういう活動をやりたいなというような団体さんも多くあるとは思われますけれども、大変恐縮ではございますが、審査会等を通さなくてはならないという事情もございますので、そこは次年度、29年度まで、また延長させていただくというような状況もございますので、次年度にぜひご応募をいただくように、ご案内をいただければと思います。

○委員長（井上宜久）

小林委員。

○ 10 番（小林秀樹）

10 番、小林秀樹です。今の町民活動応援事業の件です。10 万円と 5 万円の差があるのですが、これは単に同じ団体だから差があるのでしょうか。それとも、テーマが同じだから、あるいは同じようなテーマだから、10 万円と 5 万円との区別があるのでしょうか。まず、そこを聞かせてください。

○委員長（井上宜久）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

説明が足りなかったかもしれないですが、24 年度から 26 年度までの 3 年間、町民活動応援事業をやらせていただいて、その 3 年間の中で、助成を受けられた団体につきましてはステップアップコースというようなことで、今後さらに活躍をしていただきたいということで、ここは新規と区別させていただいて、これまで 3 年間の中で助成を受けられた団体につきましては 5 万円を上限に、これから新たな活動を始められた団体に対しましては 10 万円を上限にということで、その区別を平成 27 年度からさせていただいた中で、29 年度までの 3 年間、新たに延長をさせていただいて、この活動を進めてまいりたいということでございます。

○委員長（井上宜久）

小林委員。

○ 10 番（小林秀樹）

わかったような、わからないような、私だけの問題かもしれませんが、要するに 3 年間で中休みして、2 年間だけ受けたと。また次の年度から申請したら、これはどういう扱いですか。10 万円ですか、5 万円ですか。

○委員長（井上宜久）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

それは、過去に助成を受けた実績があるということで、5 万円になります。10 万円を上限とするのは、あくまでも新規に事業を立ち上げる団体のみが 10 万円の上限ということでございます。

○委員長（井上宜久）

小林秀樹委員。

○ 10 番（小林秀樹）

1 年間過去に受けたとしても、同じ団体で申請するときは 5 万円ということで理解します。

別の質問でございますが、午前中も質問いたしまして、その続きになるかと思えます。リーダー研修会の件です。27 ページ、それから本紙が 71 ページですね。自治会運営推進事業費のことです。過去にもやられているのですが、効果の検証というのでは、どういうふうな方法というか、手法というか、なさっているのでしょうか。つまり、自治会へのフォローアップというのは、どういうふうな方法でなさっているのでしょうか。

○委員長（井上宜久）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

それでは、お答えをいたします。フォローアップということですが、基本的には、地域で活動をいただく皆様の人材育成を趣旨としておりますので、午前中もちょっとお話を差し上げましたけれども、それを入り口にして、さまざまな講座、先進的な事例等の知識を習得していただいた中で、地域に戻って、地域の活動の中で中心的な役割を担っていただきたいというような趣旨の講座でございますので、フォローアップということで、我々の狙いとすれば、地域に帰って、そのような受講をされた方が、地域の活動の中で、中心的な活動を担っていただけるようなことが一番の成果だと思いますし、地域活動の中で、そのような方の活動を期待して、今年度につきましても、講座のほうを継続させていきたいと考えてございます。

○委員長（井上宜久）

小林秀樹委員。

○10番（小林秀樹）

今の関連なんですけれども、直接そのことについて、自治会の声を聞かれたことはありますか。こういう研修会、場を持ちましたと。研修を受けていただきました。これが今後の自治会のいろいろな面での活動の基礎になればいいということは主催者側の考えじゃないかなと。実際、本当にそれが自治会として役立ち始めるのか。それとも、無駄ということはないでしょうけれども、そういうフォローアップは必要ではないか。

例えば、その一つに、私は前から主張しているのですけれども、行政サポーター制度というのが以前からありまして、今年度でやめたいという希望を出されているのですけれども、今回の予算書にも、はっきりやめると、続けるという意思表示ありません。それを含めて、お考えを聞きたいと思います。

○委員長（井上宜久）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

地域リーダー研修に関しましては、ご出席いただいた方にアンケートということで、さまざまな意見を今後の研修等にも生かしていく意味で、意見聴取させていただいておりますので、そのようなものを反映した中で、次年度のメニュー等を決めているというようなことでございます。

○委員長（井上宜久）

下山委員。

○4番（下山千津子）

先ほどの協働のまちづくりの自治活動の関連の質問でございますが、助成を受けた団体同士や、行政との交流や、連携した発展型が、現にあるというようにお聞きしてございます。相互に相乗効果が一層生まれるのではないかと想像するわけですが、ステップアップコース、発展系ですが、そういった事業化を狙う予定は、自治活動のほうでござい

ますか。

○委員長（井上宜久）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

お答えをいたします。今おっしゃっていただいたように、それが相乗効果を生むということは、ぜひそういう形で、さまざまな事業が拡大していけばいいなと考えておりますし、年度末に最終的に皆さんお集まりいただいて、報告会を開催させていただいておりますが、そのようなものの開催におきましても、これまで連携ということで、各団体同士のつながりが生まれたと認識してございますので、今後につきましても、そのような連携等を、我々が事務局となって、橋渡しをぜひしていけたらなと考えております。

○委員長（井上宜久）

下山委員。

○４番（下山千津子）

自治活動のほうでも、恐らく３年間の間には自立してもらいたいという希望的な部分があるんだと思いますが、これが団体同士の連携ではなくて、各個別団体が自治会との連携をできるような形で、行政がバックアップ体制をとれたら、もっともっと広がりができるんじゃないかなと考えるんですが、その点はいかがでございましょうか。

○委員長（井上宜久）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

お答えをいたします。まずはそれぞれの団体が新規の事業を立ち上げていただいて、自立をしていただくということの財政支援がまず第１位だと思います。その上で、連携等をしていただいて、事業等が拡大していけば、それはありがたいと考えますし、それに伴って、自治会さんの応援ですとか支援、連携というようなものがまたさらに生まれてくれば、それは地域に、公益性というような部分で歓迎されるわけですから、それはありがたいと思いますし、そういう狙いの中で、その事業が成果として上がっていけばいいなというふうに考えてございます。

○委員長（井上宜久）

委員外委員、小林委員、どうぞ。

○１２番（小林哲雄）

小林でございます。私は余り質疑できる立場ではありませんので、１点だけ気になるのを聞かせてください。

実は固定資産の問題なんですけど、おかげさまで、固定資産税が約８，０００万ぐらい増収になったと。それは大変うれしいことなんですけど、その裏に隠れているリスクを考えなければいけないのかなと。

確定申告が終わって、税務窓口課は、これから納税通知書の発送が忙しくなると同時に、その通知書を受け取る方が驚く場面が想定されるんですね。今まで区画整理で一生懸命協力した地権者が、昨年の８月の使用収益の開始により、１月１日現在の宅地評価

をされて課税されると。この数字を見たときに、どう驚くのかなと大変心配であります。

またあわせて、住宅系ならともかく、工業系になった地権者の方はすぐに土地が処分できない。だけど、税金はたぶん宅地並みにかかってくるのか。そうなったとき、工業誘致がまだまだ役場のほうで進展していないにもかかわらず、地権者としては、工業誘致が完了するまで、その負担をみているしかない。住宅系でしたら、不動産会社と交渉して売ることも可能ですが、工業系の方は、それもなかなかできないのかなと思います。が、町としては、この辺についてはどのように考え、また、場合によってはどのような救済策を考えているのか、その辺だけお伺いしたいと思います。

○委員長（井上宜久）

税務窓口課主幹。

○税務窓口課主幹（長谷川 智）

税務窓口課、長谷川と申します。ただいまのご質問にお答えをします。今まで農地課税ということで、主要収益の開始に伴い、宅地課税に変わります。そうしますと、税額というのは、従来に比べて大きくはね上がるというところを想定しておりまして、当課におきまして、昨年8月1日及び3日、この2日間にわたりまして、南部の地権者の方全員に対しまして、南部地区の固定資産税の説明会というものの開催いたしました。当日は、数多くの方にご出席をいただきまして、固定資産税のまず制度について、基本的なことからご説明をさせていただきました。

その後、地目の認定方法、宅地の場合はどのような状態であれば認定されるのか。雑種地、農地、こういった地目の認定方法についても説明をさせていただきました。

また、税額の計算方法について、また、実際に固定資産税、地目ごとにどのくらいの税額になるか、そういう計算方法についても、皆様ご出席の方には説明をさせていただきました。

ご出席されなかった方につきましては、その当該資料、当日持ちました資料を全ての方に送付をいたしまして、一応当日、質疑などもお受けいただきながら、ご理解をいただけたのかなと解釈をしているところでございます。

また、宅地化ということですが、中には農地として利用されたいという方も何名かいらっしゃいまして、その方については、この説明会のときに、農地利用届出書という、税務窓口課でつくった任意の様式なんですけれども、農地として土地活用されたい方に対しては、この届出書をご提出くださいというお願いを申し上げました。

そうしましたところ、11月30日までに締切を設定させていただいたんですが、多くの方にご提出をいただきまして、そのご提出を受けまして、当課で、ご提出のあった場所について、全て農地の基準を満たしているかどうか、そういったところも全て現地確認をいたしまして、認定された、認定できるという方には、年末に申し出いただいた土地については、農地として利用、地目認定をいたしますというようなフォローをいたしましたところでございます。

○委員長（井上宜久）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、追加してご説明をさせていただきたいと思います。昨年８月に説明会を開催させていただいているところなのですが、この説明会におきましては、事前に会議の資料等を地権者全員の方に、確か１カ月ぐらい前だったと思いますけれども、送付させていただいてございます。事前に資料の内容を見ていただいた上で、会議にご出席いただいたというところで、その会議につきましては、地権者百数十人の中の確か七十数人がお見えになっていたかと思います。この中で、昨年の１１月に農地の届出書を締め切りまして、その関係で、およそ面積にして１万１，０００平米ほどの土地について、継続して農地として耕作していきたいというようなお申し出を受けているところでございます。

そのようなところで、農地課税になる土地というものも考慮した上で、今回の２７年度の土地の課税というものは計算をさせていただいております。

それと工業系のところの取り扱いについてですが、こちらについても、実際に地権者の方から農地として耕作をしていきたいんだというようなお申し出があって、その方のところにつきましては、農地課税ということで手続をしてございます。

工業系のところにつきましては、工場が建つまでの間ということになろうかと思いますが、そのような形で進めているのが現状でございます。

○委員長（井上宜久）

委員外委員の小林委員。

○１２番（小林哲雄）

小林です。大変ご理解いただいて、ありがとうございます。ただ、農地というと安いというイメージで説明していると思うんですが、調整区域の農地と市街化区域の農地は全然違うんですね。

参考として、例えば、市街化区域の宅地を１００とした場合、市街化区域の農地はその何％になるか。そして調整区域の宅地はおよそ何％になるか。この比率をちょっと教えてください。

○委員長（井上宜久）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

ただいまの市街化区域として課税した場合、それと調整区域の農地として継続した場合の割合的なご質問につきまして、手元に資料がございませんので、後ほど回答をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（井上宜久）

副町長。

○副町長（小澤 均）

小林委員がご心配された部分も、町で当然準備してございました。固定資産税の場合には、１月１日現在の現況で課税をしますのです、それぞれ事業そのものが、昨年の８月の使用収益開始以来、土地利用ができる状態になっていましたので、とはいっても、１

月 1 日時点で土地利用がされていない状況の中では、例えば、雑種地ですとか、そういうふうな課税については、急激に調整区域の田んぼから市街化区域内の宅地に変わることからすれば、倍率そのものは数十倍から 100 倍以上になるというふうな状況がありますので、地権者の方にあらかじめそういう課税の変化ということを、先ほど主幹が説明したような状況の中で、丁寧に説明をさせていただいて、ただ、役員会の中でも、そういう説明を町側からした状況の中では、やはり何十倍、100 倍以上、上がるというふうな状況を何とか回避できないか。段階的に課税を扱うことはできないかと地権者から、ほかの役員さんからもご要望をいただいた部分がありました。

とはいっても、町ができるだけ早く宅地造成が終わった後に、土地利用を図っていきたいということを地権者の方に理解を求めながら、何とか早く土地利用をすることによって、例えば、建物を建てることによっての軽減ですとか、そういうものも図れますよというふうな情報提供をしながら、承知をしていただいたといった状況です。

○委員長（井上宜久）

委員外委員、小林委員。

○12 番（小林哲雄）

小林です。住宅系はそれでいいと思うんですね。あくまでも企業誘致の関係の工業系のところは、もう一度何か考えてやらないと、税金は納めるよね実入りはないよという話になるので、多分地権者の方も、幾ら市街化区域の農地課税であっても、かなり宅地に近い課税になると思いますので、その辺、もう少し考えていただければなということで、私からの質問は終わります。

○委員長（井上宜久）

前田委員。

○5 番（前田せつよ）

5 番、前田でございます。消防費について、質問をさせていただきます。説明資料は 39 ページです。中段になります。本紙は 137 ページになるのですが、非常備消防費、消防団等活動推進事業費の説明内容のところで、本年度はということで、防じんマスクと LED ライトを購入し、装備を充実させると書いてございますが、ここの装備を充実させるために、特に防じんマスクですけれど、あと LED ライトを、どうしてこのものを購入した経緯があるのか。また、それを消防団員 108 名いられるわけですが、どの程度の装備を考えていられるのかということをまずご質問します。

○委員長（井上宜久）

環境防災課主観。

○環境防災課主幹（渡辺雅彦）

環境防災課主幹の渡辺でございます。前田議員のご質問にお答えをさせていただきます。ただいまご質問いただきました防じんマスク、それから、LED のライトの関係でございます。こちらにつきましては、火災等の際にも煙等の部分もございますので、そういった部分の防じんマスク、それから LED ライトにつきましては、夜作業する場合、例えば、洪水等で土のうを積んだりとか、夜間の火災等の場合に、その場合に、ヘルメ

ットのところにライトをつけるという形になりますので、手元が懐中電灯ですと、そのまま使えませんので、手が自由になった形で、頭のところにライトがつくような形になりますので、消防団員全員の１０８人分を購入させていただくような形を考えております。

○委員長（井上宜久）

前田委員。

○５番（前田せつよ）

それでは、せっかく全員に防じんマスクとＬＥＤライトということでございますから、それを実際に装着した形での訓練等々の計画案、予想される防災訓練をするべきではないかなと考えるところでございますが、その予測等々ございましたら、お示してください。

○委員長（井上宜久）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

ただいまの質問にお答えします。せっかくＬＥＤライト等を購入して、ただ詰所に置いていくというような状態になってはもちろん困りますので、それは総合防災訓練の中で、あるいは普段の訓練の中で取り入れていきたいと考えてございます。

また、この予算は、平成２７年度のコミュニティ助成事業に該当しましたので、手を挙げて、１００万円を上限にということで、充当させていただいております。

○委員長（井上宜久）

高橋委員。

○２番（高橋久志）

２番、高橋です。税務窓口の関係で質問いたします。ページ数は説明資料の４ページ、５ページにかかわる件でございます。それと２ページ、３ページにもかかわってくるかと思えます。

まず、２ページ、３ページの関係から質問させていただきますけれども、法人税割、これが前年、５，０００万円で、今年度１，９００万円を上乗せすると。これで本当にいいのかなというのを感じているところです。

ご承知のように、２６年の１０月１日以降に新しい新税率が適用されたわけです。いわゆる開成町では超過課税方式をとっておりましたけれども、これが、例えば１０億円以上の法人等については１４．７％、最高限度額を出していたわけですが、これが平均税率並みの１２．１％。以下、税制改正に伴って非常に法人税率が引き下がっていると。この影響というものは相当受けるのではないかとということで私は思っていたのですが、この説明の内容に書いてありますけれども、税制改正の影響があると。「が」、と書いてありますけれども、まず質問は、税制改正の影響というものをきちんと把握しているのかどうか、どういう状況になるのかという質問です。

それと、あわせて近年の状況等を踏まえ、対前年比で先ほどお話ししたように１，９００万円の増を見込むと。景気の動向がこれには相当影響していると私は思うのですが、それにしても開成町におかれる大手の企業を含めて、なかなか法人税割がいた

だけない状況が続いておるわけですが、これが好転するということで予算を組んでいるのかどうか、この背景を含めて説明をお願いしたいと思います。

もう一つは、均等割の関係で1号法人から9号法人まで記載されておりますけれども、これについては325万円の前年対比を減にしていると。これの法人の数が減っているという形で見込んでいるのか、それとも法人の各層において変化が見られるということで、これが減の原因になっているのか、この辺についての説明をお願いしたいと。もう一点。

○委員長（井上宜久）

できれば、2点にさせていただきますか。

○2番（高橋久志）

わかりました。

○委員長（井上宜久）

答弁をお願いします。税務窓口課主幹。

○税務窓口課主幹（山田英男）

税務窓口課主幹の山田でございます。

高橋委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、法人の法人税割でございますが、こちらにつきましては、26年度の歳入をもとに推計をいたしまして算出したしております。法人税率の改定の影響ということでございますが、こちらが2.6%の減ということで、金額といたしまして約180万程度の減を見込んでおります。予算の中には既に見込んでおりますので、その分の減収は見ていると。ご心配されるように、法人税割の景気の動向も左右されることは十分にありますが、現在の法人税割の状況といたしましては、大手法人数社による法人税割の歳入という形ではなく、むしろ、その部分が大幅減りまして、超過税率の部分も割合が大幅減っております。ですので、中堅層の法人の頑張りによる納税により法人税割の予算額を算出して見込んでいるという形でございます。

法人税割のほうは、以上でございます。

次に、均等割でございますが、均等割のほうは、こちらでも増減がございます、1号法人から9号法人の増減を見たわけでございます。9号法人につきましては、均等割でいきますと税率300万ですが、こちらが1社増という形になります。それから8号法人が2社の減、それから7号法人が4社の減、5号法人が2社の増、4号法人が3社の減、3号法人が1社の減、1号法人が17社の減という形になっております。

この変動の要因といたしましては、資本金の増加、それから従業員数の増減で50人を切ると税額のランクが動いたりしますので、そういった減です。それから、工事等の現場事務所、こういうものがあつた場合に法人税割の納付があるのですが、大きい工事が終了して現場事務所がなくなった、こういった減がありまして、減を見込んで均等割は減にしているという状況でございます。

○委員長（井上宜久）

少しお待ちください。

○税務窓口課主幹（山田英男）

すみません。それで、説明資料の８１ページに今の増減は記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上です。

○委員長（井上宜久）

高橋委員、どうぞ。

○２番（高橋久志）

２番、高橋です。

均等割については、説明いただきまして理解をしたところでございます。そこで、法人税について、開成町、先ほどお話ししたように１０億円以上の企業に対しては超過課税方式をとっているわけですが、この超過課税方式というのは、もう消滅しているという捉え方になるのか、その辺の確認をしたいと思っております。

大手の法人については変わらないのだと。ということは、町にとっては、そこは非常に歳入的には問題が生じていると私は受けとめざるを得ない。中堅どころが頑張っているというところですが、一般的に言えば、景気の動向を踏まえて、中小企業を含めてなかなか思うようにいかないという一般的な報道もされている中で、中堅どころが頑張っているのかなという、改めて感じたところでございます。

それで質問は、大手法人の企業訪問等を含めて、これがなかなか町に法人税割が適用できない。実態をきちんと把握されていると思うのですが、その辺の状況が、もしわかったら、２７年度の予算策定においてどのようなことをやったのか、教えていただきたい。

○委員長（井上宜久）

税務窓口課主幹。

○税務窓口課主幹（山田英男）

税務窓口課主幹の山田でございます。高橋委員のご質問にお答えいたします。

法人税割の予算策定に当たりまして企業訪問、このお話なのですが、一応、企業訪問といたしまして３社行きました。その中で聞いた話とか、あと直接行かないで電話連絡等で聞いた話とかも１社あるのですが、その中では、繰り越し欠損とか、そういった話がありまして、次年度以降も法人税割は納付が難しいという法人もございました。それから、別の法人では、２６年中は欠損金がありまして納付ができなかったが、それが終了したので来年度以降は通常どおり納付できると。そういった話も聞けましたので、それを踏まえまして予算に反映しているという状況でございます。

あと、超過課税のお話でございますが、超過課税は税率としては残っております。１０億円以上の資本金のある法人及び相互会社等、それは１４．７％が１２．１％ということで残りますし、５億円以上１０億円未満の法人は１３．５から１０．９ということで超過課税という形になります。それから、５億円未満の法人は、今まで標準税率が１２．３だったものが９．７％ということで、超過税率としては残りますが、現実的に超過税率でかかっている法人が実際の納付が今は少ない状況になっていて、割合が減少し

ているという状況で、先ほども申しましたが、中間層の法人にちょっと頑張っていた
いているという状況で、そう捉えているということでございます。

以上です。

○委員長（井上宜久）

高橋委員。ちょっとお待ちください。税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

先ほどのご質問の中で県や他市町の関係というようなこともございましたので、そ
らの関係について簡単にご説明いたします。

町内の大手の法人につきまして、やはり町が企業に訪問しているという部分もござい
ますし、また、企業に訪問してもなかなかというところもございまして、県税事務
所あるいは同じ企業が所在する近隣の市に聞き取り等を行っているような状況でござ
います。そのような状況の中で今回の予算を計上させていただいているということで、
細かな内容につきましては、今、主幹から申し上げた内容になってございます。

○委員長（井上宜久）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

超過課税方式というものは残っているということで理解しましたけれども、そうしま
すと、私の受けとめ方なのですが、5億円未満の法人税の9.7%、改正前は12.3%、
これが一般的な言われている法人税割だと理解しておりますけれども、9.7%に対
して、それぞれの例えば10億円以上については14.7%から12.1、9.7より上
回っているわけですが、12.1は、そういうふうに受けとめてよろしいのかど
うか、ちょっと確認させていただきたいと思っております。

それと、もう一点、先ほど質問させていただいたかっただけですが、よろしいでし
ょうか。4ページ、5ページの町たばこ税の関係で、あわせて質問させていただき
たいと思います。これが近年の決算状況から推計をして205万3,000円ということで、
いよいよ町のたばこ税が1億円を超すという。たばこを吸っている方、町内で販売し
ている関係があるわけですから、そこで実績に基づいたという話ですが、取り巻く
環境というのはなかなか厳しい状況が喫煙者にあるわけなので、これはちょっとオー
バー的な予算計上ではないかなと思うのですが、大丈夫ですか。

○委員長（井上宜久）

税務窓口課主幹。

○税務窓口課主幹（山田英男）

税務窓口課主幹の山田でございます。高橋委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、最初の法人税割の税率の話でございますが、税率は三つに分かれておりまし
て、5億円未満の法人、資本金出資金が5億円未満の法人というところが、以前は12.3%
だったものが税率改正によりまして9.7%の税率になると。それから、1ランク上の
ところ、5億円以上10億円未満、こちらの資本金のところは、以前は13.5%だっ
たものが改正によって10.9%になると。それから、一番ランクが上のところでござ

いますが、10億円以上の法人になりますけれども、こちらが以前は14.7%の税率だったものが改正後に12.1%と。標準税率は9.7%なので、10.9%と12.1%の法人については超過課税になるということでございます。

それから、もう一つ、たばこ税でございますが、たばこ税につきましては、25年の4月から税率改正がされておりまして、税率全体では変わってはいないのですが、税率の中で県税の分と町民税の分、こちらの割合が変わりまして、町税として入ってくる部分が増えました。それで、まず25年度は歳入自体が増えているというのが1点ございます。

それから、本数でございますが、25年度と26年の見込みを見ますと、恐らく26年度が多くなるであろうという見込みが立っております。加えて、さらに27年度も若干ではありますが伸びるであろうという見込みで予算を算出しているということでございます。

○委員長（井上宜久）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

ただいまの説明の中で、ちょっとつけ加えたいと思います。

27年度の予算の中で、若干の増を見込んでいるというお答えをさせていただいております。この主な内容といたしましては、コンビニエンスストア、これが何店舗が新しく開店をしているということで、本町のたばこ税の中でのウェートとしましては、そういうコンビニエンスストアですとか大きなスーパー、そういうところでの売り上げがかなり伸びてきているというふうに理解しているところでございます。

○委員長（井上宜久）

茅沼委員。

○7番（茅沼隆文）

7番、茅沼です。

数字で教えてほしいのがあるのですが、今のところで固定資産税の償却資産のところで対象の事業者数が361社、これは去年が332ですから29社ほど、事業所で増えているのです。それに対して、今度は法人の均等割では、去年が327に対して今年が303で24社減っている。片一方が増えていて片一方が減っている、こういうような何か不思議な感じがするのですが、この辺の背景がわかったら教えていただきたい。

○委員長（井上宜久）

税務窓口課主幹。ページは13ページになりますので、今のは。

○税務窓口課主幹（山田英男）

税務窓口課主幹の山田でございます。茅沼委員のご質問にお答えしたいと思います。

法人の件数でございますが、こちらで大分減っているというのは、昨年の11月ごろに、主に減っているのが1号法人で、一番小規模な法人といいますか資本金が低い法人でございまして、こちらで既に所在がないような法人とか、そういったものを一度見直しまして、その部分も減になっているという状況がでございます。

法人の減については、以上でございます。

○委員長（井上宜久）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（島海仁史）

ただいまのご質問の中で、法人の減になった理由というのが今のご説明になります。償却資産の会社数、こちらにつきましては361事業所等ということなのですが、こちらにつきましては償却資産の申告書の会社数ということで、これは、例えば、開成町の中に事業所あるいは事務所がなくてもリースで借りているような物件、こういうようなものが町内にある場合には、リース会社に対して償却資産の固定資産税が課税されるということになってまいります。ですので、特に事業所、あるいは事業所がなくても償却資産のほうは課税がなされますので、その部分で法人町民税の均等割の会社数と償却資産の事業所数等の数が一致してこないというのは、この辺に理由がございますので、改めてお答えしたいと思います。

○委員長（井上宜久）

ほかに質疑はございませんか。

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。

本誌の73ページをお願いします。説明欄の10、コミュニティ施設管理事業費、ここで駅東口地域集会施設の賃借料が140万4,000円と計上されています。3階部分の子育て支援等については1カ月分の計上となっていますが、この部分だけは一月早く使用するというので、こういう金額になっているのでよろしいのでしょうか。

○委員長（井上宜久）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

お答えをさせていただきます。

現在のスケジュール的なお話をさせていただきますと、8月初旬に着工いたしまして1月下旬の完成・引き渡しというような予定をいただいております。その上で、自治会さんにおきましては、3月に総会を控えているような状況もございますので、当然、総会の準備等に当たって備品の搬入ですとか、その辺の準備を含め、こちらにつきましては1カ月、2月からの入居というようなことで考えております。

○委員長（井上宜久）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

1カ月ということですか。2カ月ではないのですか。

○委員長（井上宜久）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

すみません。２階部分につきましては２月、３月の２カ月分と、３階につきましては１カ月分というようなことでございます。

○委員長（井上宜久）

菊川委員。

○１番（菊川敬人）

それから、もう一つ、１１１ページで質問いたします。グリーンリサイクルセンターの利用料金減免分補償金、これを、どういうものを説明いただきたいということと、あとは堆肥化について今年度は考えておられますが、以前、上延沢で堆肥化のテストをしたデータがあるかと思うのです。生ごみのテストをした、実験をしたデータ等があるかと思うのですが、その辺のところをどうリンクさせていくのか。今後、データを収集するというような形になっていますけれども、今までのデータをどう生かしていけるのか、お聞かせください。

○委員長（井上宜久）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

それでは、菊川委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、グリーンリサイクルセンターの利用料金の減免補填でございますが、こちらは、今年まではＰＦＩ事業者だったために、家庭から排出された剪定枝の処理は剪定枝処理手数料として資源化推進事業費に計上してございました。これが平成２７年より純粋な指定管理施設となることから、水辺スポーツ公園等と同様に、利用料金を町民から出る剪定枝については利用料金の減免で扱うということといたしました。そのため、資源化推進事業費からグリーンリサイクルセンター利用促進事業費のほうへ移しまして、さらに名称も利用料金の減免補填ということにさせていただいております。

また、一方、こちら、搬入量も年々増加していることもございます。量としては、２７年当初予算では２６年の当初予算に対しまして２４．５％の増で見込んでおります。また、処理料金につきましても、今回、公募するに当たりましては、利用料金の上限を２０円と設定させていただきました。これで減免のほうも、その２０円に町民から出る剪定枝の処理量を掛けた分ということで金額も大分大きくなってございまして、昨年当初の剪定枝の委託は３８０万ほどの予算でございましたが、今年度、２７年度については５３３万円ほどの減免補填を見込んでいるというような形になってございます。

○委員長（井上宜久）

追加説明、ありますか。

○環境防災課長（秋谷 勉）

それから、生ごみの堆肥化実験のほうですが、これは、昨年、当初予算でお認めいただいて予定をしておったのですが、現行の有限会社グリーンリサイクルセンターが３月末をもって終了するということになりましたので、その終了の手續等々の中で、実験に取り組む、１０月から翌年の９月ということで年度をまたいでの１年の予定だったので、これは有限会社グリーンリサイクルセンターの事業が終了するのに実験はちょっと厳

しいということで、1年先送りをさせていただきました。

予定としては、今年の後半、下半期から、また1年間程度かけて実験をするということなのですが、こちらの実験の趣旨といたしましては、前回の上延沢の実験の中で堆肥としていいものができるというのはかなりわかってございます。その辺の部分は生かしまして、今回は主に具体的な収集コストであるとか堆肥化に関するコストであるとか、それから実際に産出される量とかを総合的に見まして、これを全町的に広げていくものなのかどうなのかという部分の検証を行うためのコストの部分を中心に狙いとしております。これは、昨年の当初予算の中でも、そういうお話でお認めいただいておりますので、それを1年先延ばししたという形でございます。

○委員長（井上宜久）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

簡潔にお伺いいたします。グリーンリサイクルセンターの指定管理料700万、今回、指定管理にするに当たっての最大のメリットは、どこに見出せますか。

○委員長（井上宜久）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

メリットと申しますか、これは、これまでも昨年の11月の議会の中で、現行の契約の短縮、それから指定管理期間の短縮、それから条例改正をお認めいただきました。この中でもご説明しておりましたが、現行の契約では、もうどうにも立ち行かないという部分でございます。そういう中で、町と有限会社グリーンリサイクルセンターの中で話し合いを進めてまいりまして、双方の何とか納得できる形で3月31日で終了するという事で落ちつきました。

そこで、選択肢としては、そこですっぱりグリーンリサイクルセンターを終了させてしまうのか、それとも継続するかという部分になってございます。町としては、午前中の総括の中でもございましたが、この資源化をしている剪定枝を、また燃えるごみに戻すというのは資源化に逆行するということの中で、ここでは今年は特に施設を買うということで大きな金額でございますが、また年間の指定管理料、今後700万、上限額700万ということですが、これをつぎ込んでも資源化はこのまま進めていくという判断をしておりますので。メリットといいますか、資源化の推進をとめないという部分が一番大きなメリットでございます。

○委員長（井上宜久）

では、税務窓口課長、答弁漏れをお願いします。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

まことに申しわけございません。先ほど答弁の関係で、資料がないということで先送りさせていただきました。調整区域と市街化区域の農地の関係でございますが、調整区域の農地で平米当たり1.2円、市街化区域の農地で平米当たり98.2円というようなところが見込みとして出てございますので、ご報告いたします。

○委員長（井上宜久）

では、最後に１点、山田委員。

○８番（山田貴弘）

８番、山田貴弘です。

予算書では７３ページの駅東口地域集会施設と、あと関連して７９ページの開成駅東口駅前連絡所開設事業費ということで、全て賃料が予算計上している部分と、全体では債務負担行為の部分で２０年の契約をこのたび予算の中で提案されております。ある程度、開設をするという部分では理解している反面、契約の部分で２０年という部分が、自分で言うとは４７なので６７歳、そんな先まで、ここで確定していいのかというところで、すごく悩んでいるところが正直言っております。

そのような中で、当然、今後、契約条項の中で縛りが出てくると思うのですが、仮に２０年の途中で１０年で契約を破棄した場合の条項とか、そういう部分なんかも方針転回なんかも含めた中で出てくる可能性があると思います。そこら辺の条項の部分が、これからだよと多分、答弁されるのだとは思いますが、想定されている部分の話し合いというのがあると思いますので、そこら辺の説明を。解約した場合の違約金、そこら辺の話の前提というのはどのようなになっているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（井上宜久）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

お答えをさせていただきます。

違約金の内容につきましては、今、おっしゃっていただきましたとおり、契約の内容につきましては、まだ詳細を詰めてございませんので、基本的には具体的に決定をしていないというような状況でございます。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○８番（山田貴弘）

そうすると、今回、債務負担行為という中で２０年というものに、我々、議会なのか議員としてなのか、なかなか判断ができない。やはり２０年先というものの担保というものができない部分では、通常、事業用借地権というのは１０年というのが主流なのに、２０年にこだわる理由、またメリットというものが明確に見えていないという部分では、慎重に扱わなければいけないのかなという議論に入っていくようになってきますので、そこら辺、やはり違約金の部分というのは明確に示していかなければいけないのかなという。また重要な部分ではないのかなと思いますので、この議場の中で、そこを議事録に残った中での答弁が的確なのか、今の素案というものを我々のほうに示して審議のある意味、議論の対象の部分に入れるのかという。それは、やり方はあるとは思いますが、その部分、明確にさせていただきたいなと一つお願いしたいと思いますが、そこら辺、いかがでしょうか。

○委員長（井上宜久）

副町長。

○副町長（小澤 均）

午前中の質問にもありましたので、今回、予算書の中で1カ月、2カ月の賃料というところで発生をしますので、その辺の貸し主と借り手側の交渉の部分の経過的な話をさせていただきたいと思いますけれども。交渉の相手方は小田急不動産というところで、町として交渉をしてきました。3階建てのビルの建設費そのものの総額が、今までの打ち合わせの中では、多少、資機材の高騰なんかを含めて当初は2億5,000万、現在は2億7,500万というふうな建設費が示されております。

そういった中で、賃料そのものを、3階建てのビルで1階はコンビニがございます。ちなみに、余り交渉の中身ですからあれなのですけれども、1階フロアの賃料そのものは三桁と事前には聞いています。午前中の議論の中でも2フロアで130万は高いのか安いのか、そういった部分で少しご説明させていただきたいのですけれども、一般的な賃料そのものは、ここの近辺の中で開成駅周辺の中の坪当たりの実例の部分がないということもあるのですけれども、1フロア314平米という建物の計画の中で、大体95坪ぐらいなのですから、坪当たり単価で1万円ぐらいを見ても、そんなには高くはないのかなというのが一つあります。

ですから、1階フロアのコンビニが賃料三桁ということは、大体、そういうふうな市場性の中で扱われている部分があるのかなと。町は2階部分、3階部分ということで、交渉の中では、今、山田委員のほうで言われたような20年の賃貸借期間そのものがどうなのかといったこともあるのですけれども、長過ぎるということも十分承知はしているのですけれども、ただ、貸す側とすれば、相手側が公共なわけですから、そういった安定感、それと中間でのテナントの募集ですとか、そういったものも省けるといったことを交渉の中で申し上げて、20年というスパンの中で捉えていただくということを踏まえて65万と、2フロアで130万円というふうな交渉に至ったといったことがあります。

もう一点は、通常、そういう貸し主のほうで建物を建てる場合に、一般的には各フロアの仕様ですとか間仕切りですとか、そういったものは一切せずに、借り主のほうで施工したりというのが一般的なようです。スケルトン方式という方式があるようなのですけれども。そういった部分も含めて、例えば、2階を地域集会施設、3階を連絡所及び子育て支援センターみたいなのところの中では、大体、あらかじめ事前に町側がそういう利用をするに当たっての設計的な打ち合わせをさせていただいた中で、間仕切りはこういうふうにしましょうという調整をして、その辺の資金負担そのものも貸し主のほうで負担いただくと、やってもらえるというふうな了解の中で、最終的に金額的には65万掛ける2ということで130万の賃料そのものは、ある意味、妥当性があるのではないかと判断してございます。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8 番、山田です。

賃料については、自分も算出した中では、非常に価格は安いのではないかなというところでは見ていて理解はしているのですが、いかんせん 20 年というところにちょっとひっかかっている。例えば、これ開成駅の東口駅前連絡所開設ということで、線路がある部分で、その一角の人の利用だけでは費用対効果というのは見えなくなってくるので。

午前中も言ったように、南地区、牛島地区、中家村地区の住民が行政サービスを受けるという部分では、例えば、開設して、そこに来てくれればいいのですが、思ったよりも計画していた取り扱いが少ないといった場合に、賃料だけでは済まないという部分では、給料だとか水光熱費だとか、いろいろな問題が絡んでくるので、ある程度の節目の部分では、20 年というスパンなのか 10 年というスパンでは、ちょっと検討の余地があるのではないのかなとすごく感じておりますので。その点は、今後、契約書を交わす上で、最終的には税負担、賃料というのは税負担によって町民が負担するものなので、そのときの判断というのはすごく重要になってきますので、慎重に契約を結んだ中で、仮に 20 年でやった場合は、その違約金の部分で配慮した契約を結んでいただきたい。それを、あわせて説明していただきたい。

今後、施設利用については、やはり費用対効果というのを我々は見えていかなくては行けないので、例えば、印鑑証明等、諸証明を取りに来た割合がどのぐらいなのかとか、あとパレットガーデンでいえば利用率がどのぐらいなのかという。総会のときだけ人数が集まって、そのときしか使っていないでは、これはやはり困ると思うので、そこら辺は我々議会にも今後、示していかななくては行けない業務になってくるのではないのかなと思いますので、ぜひ、そのところは、町民から、後から、何で、あのときに、要するに、ここにいる議員が議決したのだと言われたら困りますので、そこはしっかりと説明した中でやっていっていただきたいと思いますので。その点、今後、利用率という部分で報告をしてもらいたいということを言いましたが、その点について答弁があれば答弁をいただきたいと思います。

○委員長（井上宜久）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは、山田委員の質問にお答えします。

当然、新しい施設をつくって、そこで利用を開始したときに、利用率が低ければ、本来に何していたのだと言われるのは当然だと思います。そういった意味でも、できる前から、そういった利便性のある施設をつくるというのは広く町民に伝えておく必要があるでしょうし、改めて利用状況が大体どのくらいあるのかというのは逐次報告していきたいと考えています。

○委員長（井上宜久）

申しわけありませんけれども、あとの質疑は質疑漏れでお願いするということで、町民サービス部、自治活動応援課、税務窓口課、環境防災課の所管に関する質疑を終了します。

暫時休憩とします。再開を16時25分にします。

午後4時15分